株式会社ベルーナ 代表取締役 安野 清

不当景品類及び不当表示防止法に基づく公正取引委員会の排除命令について

このたび当社は一部のレトルトパウチ食品のカタログ表示におきまして、平成 16 年 7 月 13 日付で公正取引委員会より排除命令を受けました。顧客の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当該商品の「カレーなる旅」につきましては、5 月以降の販売を全て中止いたしました。 今後、このようなご迷惑をおかけすることのないよう、表示に対するチェック体制を強 化し、万全を期す所存でございますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げ ます。

尚、今回の排除命令はあくまでもカタログ表示に関するものであり、商品の安全性には全く問題がないことを申し添えます。

記

1. 排除命令の対象となったカタログ表示

当社通信販売カタログ「いきいき家族 2003 春号」「同夏号」及び「同秋号」に掲載しました、頒布会形式で毎月お届けする「カレーなる旅」という商品において、以下の月に配送されたカレーのカタログ表示が、その中に記載された地方の名産品又は特産品が用いられているかのように記載されており、実際の商品内容よりも著しく優良であると一般消費者の皆様に誤認されるものであるとされました。

- 1月 北海道オホーツクのカレー
- 3月 南国九州のカレー
- 6月 伊豆の海の幸力レー
- 12月 信州長野の新鮮カレー

2. 排除命令を受けた経緯

本件につきましては、平成 15 年 12 月 17 日に公正取引委員会より初めて事情聴取を受け、その後の調査を経まして、平成 16 年 7 月 13 日付で排除命令を受けたものです。

当該商品について、産地の確認が十分でなかったことは事実であり、深く反省する次 第です。

3. お客さまへの対応

当該商品ご購入全てのお客様に対し、お詫び申しあげるとともに、5 月以降の出荷は全 て停止いたしました。

4.今後の再発防止策

二度とこのような事態が生じないよう社内のチェック体制を整えてまいります。

今後、食品の原産地などのカタログ表示事項については、トレーサビリティーを確立するため、原材料も含めて仕入先、製造メーカーから事前に根拠となる資料を必ず提出いただくことを従来にも増して徹底し、社内におきましてもその根拠資料やカタログ表現をいるいろな角度から二重三重にチェックできる体制の構築に向けて取り組んでまいります。また、社内全部門の商品開発担当者及びカタログ制作担当者等を対象に、カタログ表示についての再教育を実施し、再発防止に取り組んでまいります。

今回のご指摘を真摯に受け止め、今後ともコンプライアンス精神に則って、お客様の信頼を裏切ることのないよう全力で取り組んでまいります。

以上